

令和7年9月1日
生活文化政策部

世田谷区立世田谷区民会館への指定管理者制度の導入について

1 主旨

世田谷区立世田谷区民会館（以下、世田谷区民会館という）は、改修前は指定管理者での運営を行っていた。隣接する東棟2期竣工まで工事に伴う騒音の影響により、指定管理者による運営が困難であると懸念されたことから、暫定的に業務委託による維持管理運営を行っている。

今後、令和8年9月の2期工事竣工に伴い、11月には区民利用・交流拠点施設も開館し、区民会館を含め東棟が本格稼働することから、次年度の令和9年度当初より、サービスの向上・経費を含めた効率的運用を図るため、指定管理者制度を導入することとする。

導入後は、新たな文化・芸術の拠点として、民間事業者のノウハウを活かした世田谷区民会館主催の文化事業の開催など、区民が文化・芸術に触れる機会の充実に向けた事業運営を図っていく。

2 運営体制

（1）指定管理者制度の導入の目的

令和9年度以降は、これまでの施設の維持管理及び貸館業務に加え、文化・芸術施設として施設主催公演のほか、新たな施設機能としてラウンジを区民会館の施設として条例に位置付け、カフェ運営・音楽イベント等を実施していく。

また、イベント等の事業展開にあたっては、参加しやすい料金の設定や積極的に情報発信を行うなど、区民が気軽に文化・芸術を楽しめる施設となるよう、指定管理者の柔軟な発想やノウハウを活かした効果的な自主事業の展開等を図る。

（2）指定管理者導入の視点

指定管理者の運営により、以下の取組みを推進する。

① 利用料金制の導入による効率的な運営

利用料金制を導入し、経費削減や収益向上等指定管理者の自主運営性を高め、施設の持続的な運営基盤を確立する。

② 来館者満足度向上のためのサービス充実【指定管理】

ラウンジでのカフェ運営によりくつろぎの場や人の流れを創出するとともに、音楽イベントなどを実施するなど、ラウンジとホールを併用した事業展開により、気軽に文化・芸術に触れる機会を生み出し、来館者の満足度向上を図る。

※ラウンジの概要

施設名称	床面積	定員
ラウンジ	153㎡	95名

- ・平日及び土日休日の9時から17時までは指定管理者がカフェを運営する。
- ・世田谷区民会館開館日の夜間は施設として貸し出し、飲食可とする。
- ・世田谷区民会館及び他の区民会館のホールと同様に、営利利用を可とする。

③文化・芸術事業の拡充【自主事業】

主催事業として新たな文化・芸術プログラムの企画・実施を行い、区民に対し多彩な文化・芸術体験を提供する。

(3) 開館時間・休館日（現行と同じ）

現在と同様の開館時間・休館日を継続する。

①開館時間：午前9時から午後10時

②休館日：毎月第2・3月曜日（祝日にあたるときはその翌日）、12月第3土曜日とその翌日、年末年始（12月28日から1月4日）

(4) 所要経費（概算）

指定管理料 約40,000千円／年

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年	9月	第3回区議会定例会議案提出	（世田谷区立区民会館条例改正）
令和8年	2月	区民生活常任委員会報告	（指定管理者候補者選定手続き）
	9月	区民生活常任委員会報告	（指定管理者候補者の選定）
		第3回区議会定例会議案提出	（指定管理者の指定）
令和9年	4月	指定管理者による運営開始	